

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、総務大臣の登録を受けて開設する無線局について述べたものである。電波法（第4条及び第27条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 A 他無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するものを C 開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- ② ①の総務大臣の登録を受けて開設する無線局は、総務大臣の免許を受けることを要しない。

A	B	C
1 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める区域内に
2 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	総務省令で定める周波数を使用して
3 無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める区域内に
4 使用する電波の型式及び周波数（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする	適合表示無線設備	総務省令で定める周波数を使用して

A－2 次の記述は、陸上に開設する無線局の免許の承継について述べたものである。電波法（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- ② 免許人たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、 A 。
- ③ 免許人が無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しをしたときは、譲受人は、 A 。
- ④ B を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を C 。

A	B	C
1 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	①から③までの規定により免許人の地位	総務大臣に届け出てその無線局の検査を受けなければならない
2 総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる	①の規定により免許人の地位	総務大臣に届け出なければならない
3 総務大臣の登録を受けて免許人の地位を承継することができる	①から③までの規定により免許人の地位	総務大臣に届け出なければならない
4 総務大臣の登録を受けて免許人の地位を承継することができる	①の規定により免許人の地位	総務大臣に届け出てその無線局の検査を受けなければならない

A－3 次の記述は、無線局の免許内容の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、 A 若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ B 。放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。
- ② ①の無線設備の変更の工事は、 C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号又は第2項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。

A	B	C
1 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	総務大臣の許可を受けなければならない	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
2 無線局の種別、通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出なければならない	周波数、電波の型式又は空中線電力
3 通信の相手方、通信事項	総務大臣に届け出なければならない	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
4 通信の相手方、通信事項	総務大臣の許可を受けなければならない	周波数、電波の型式又は空中線電力

A－4 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	重要無線通信に混信
2 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び安定度	高調波の強度等	重要無線通信に混信
4 周波数の偏差及び安定度	空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能に支障

A－5 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 3 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（注）は、公称されている位置から緯度及び経度のそれぞれ（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

注 放送衛星局、放送試験衛星局及び一般公衆によって直接受信されるための無線電話、テレビジョン、データ伝送又はファクシミリによる無線通信業務を行うもののうち電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。

A－6 次の記述は、周波数測定装置の備付け等について述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) B 周波数の電波を利用するもの

(2) 空中線電力10ワット以下のもの

(3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの

(4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの

(5) C の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のもの

(6) 標準周波数局において使用されるもの

(7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

(8) その他総務大臣が別に告示するもの

A	B	C
1 許容偏差の4分の1	2 6.175MHzを超える	放送局及び特別業務の局
2 許容偏差の2分の1	2 6.175MHzを超える	放送局
3 許容偏差の4分の1	2 6.175MHz以下の	放送局
4 許容偏差の2分の1	2 6.175MHz以下の	放送局及び特別業務の局

A－7 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り気圧の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 2 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 4 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。

A－8 次の記述は、送信設備の空中線電力の許容偏差について述べたものである。無線設備規則（第14条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 中波放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限20パーセントとする。
- 2 超短波放送を行う放送局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限10パーセント、下限20パーセントとする。
- 3 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限50パーセントとする。
- 4 符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備のうち、無線設備規則第49条の6の3（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）に定める基地局の送信設備の空中線電力の許容偏差は、上限20パーセント、下限80パーセントとする。

A－9 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について述べたものである。無線設備規則（第14条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

携帯無線通信を行う A、広帯域移動無線アクセスシステムの A 及び非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備(注)は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。）を毎キログラム当たり B 以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- (1) C 以下の無線設備
- (2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

注 伝送情報が電話（音響の放送を含む。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。

A	B	C
1 陸上移動局	5ワット	平均電力が50ミリワット
2 陸上移動業務の無線局	2ワット	平均電力が50ミリワット
3 陸上移動局	2ワット	平均電力が20ミリワット
4 陸上移動業務の無線局	5ワット	平均電力が20ミリワット

A－10 次の記述は、陸上に開設する無線局に係る主任無線従事者について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、 A の B を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて②によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(注)を行ってはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。

- ② 無線局の免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、②によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、 B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ④ ③の規定により、免許人等又は電波法第70条の9（登録人以外の者による登録局の運用）第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者に C に B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ⑤ 免許人等又は電波法第70条の9第1項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者は、④の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から3年以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。

A	B	C
1 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任の日から3箇月以内
2 無線局（アマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任の日から6箇月以内
3 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作及び運用	選任の日から6箇月以内
4 無線局（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）	無線設備の操作の監督	選任の日から3箇月以内

A－11 第一級陸上無線技術士の資格の無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第49条及び第51条）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 2 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。
- 3 無線従事者は、住所に変更を生じたときは、申請書に免許証及び住所の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。
- 4 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。ただし、免許証の再交付を受けることを妨げない。

A－12 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
4 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A－13 次の記述は、無線通信の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A 行われる B （電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線通信の業務に従事する者がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る B の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 C に処する。

A	B	C
1 特定の周波数により	無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2 特定の相手方に対して	無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 特定の相手方に対して	暗語を使用する無線通信	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 特定の周波数により	暗語を使用する無線通信	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A－14 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第7 1 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1 から4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の **A** に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の **B** の指定を変更し、又は登録局の **B** 若しくは **C** の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
2 目的の遂行	周波数若しくは実効 ^{ふく} 輻射電力	無線局の無線設備の設置場所
3 運用	周波数若しくは実効 ^{ふく} 輻射電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4 運用	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所

A－15 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許人が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法（第1 0 3 条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1 から4 までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して **A** 以内及びその後毎年その応当日（注1）から起算して **A** 以内に、当該無線局の起算日（注2）から始まる各1 年の期間（注3）について、電波法（別表第6）において無線局の区分に従って定める一定の金額（注4）を国に納めなければならない。

- 注1 応当日とは、その無線局の免許の日に相当する日（相当する日がない場合は、その翌日）をいう。
- 2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。
- 3 無線局の免許の日が2月2 9日である場合においてその期間がうるう年の前年の3月1日から始まるときは翌年の2月2 8日までの期間とし、起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合はその期間とする。
- 4 起算日からその免許の有効期間の満了の日までの期間が1年に満たない場合は、その額にその期間の月数を1 2で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額とする。

② 「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人、登録人、電波法第1 0 3条の2（電波利用料の徴収等）第1 0 項の特定免許等不要局を開設した者又は同条第1 1 項の表示者が納付すべき金銭をいう。

- (1) 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- (2) 総合無線局管理ファイルの作成及び管理
- (3) 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね5年以内に開発すべき技術に関する **B** の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について **B** を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- (4) 電波の人体等への影響に関する調査
- (5) 標準電波の発射
- (6) 電波法第7 1 条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- (7) (1)から(6)に掲げる事項のほか、電波法第1 0 3条の2第4項第8号から第1 1号までに掲げる事項

③ 免許人（包括免許人を除く。）は、①により電波利用料を納めるときには、 **C** することができる。

A	B	C
1 3 0 日	無線設備の技術基準	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2 3 0 日	周波数の割当計画	当該1 年の期間に係る電波利用料を2 回に分割して納入
3 6 箇月	無線設備の技術基準	当該1 年の期間に係る電波利用料を2 回に分割して納入
4 6 箇月	周波数の割当計画	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

B－1 次に掲げる無線局のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 実験等無線局
- イ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- ウ 海岸局又は航空局であつて電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- エ 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするもの、受信障害対策中継放送をするもの及び人工衛星局であつて、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をするものを除く。）
- オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

B－2 次に掲げる用語の定義のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- イ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- ウ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- オ 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の1パーセントに等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等1パーセントの比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。

B－3 次の記述は、無線局の免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、 ア 又は通信の相手方若しくは通信事項（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信
(6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 イ 、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、 ウ については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、 ウ については、この限りでない。
(1) 免許状に エ であること。
(2) 通信を行うため オ であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | | | |
|---------------|-------------------|-----------------------|-------------|
| 1 必要最小のもの | 2 無線設備の工事設計 | 3 遭難通信 | 4 無線設備の設置場所 |
| 5 免許状に記載された目的 | 6 記載されたものの範囲内 | 7 十分余裕をもったもの | |
| 8 記載されたところのもの | 9 遭難通信、緊急通信及び安全通信 | 10 免許状に記載された無線局の種別、目的 | |

B－4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
	主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
F 3 E	角度変調で周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
F 8 C	角度変調で周波数変調	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	
G 1 B			電信（自動受信を目的とするもの）
G 7 W			次の型式の組合せのもの ① 無情報 ② ファクシミリ ③ 電話（音響の放送を含む。） ④ 電信 ⑤ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
V 1 D	パルス変調（変調パルス列）の次の各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの ① 振幅変調 ② 幅変調又は時間変調 ③ 位置変調又は位相変調 ④ パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの		

- 1 角度変調で位相変調
- 2 一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの
- 3 デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの
- 4 デジタル信号である単一チャンネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの
- 5 デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの
- 6 デジタル信号である2以上のチャンネルのもの
- 7 ファクシミリ
- 8 テレビジョン（映像に限る。）
- 9 電話及びファクシミリ
- 10 データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令

B－5 次に掲げるもののうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、放送局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 放送が中断された時間
- イ 使用電波の型式及び周波数
- ウ 予備送信機又は予備空中線を使用した場合は、その時間
- エ 発射電波の周波数の偏差を測定したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差があるときは、その措置の内容
- オ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行ったときは、そのたびごとにその通信の概要及びこれに対する措置の内容